

## 第4章 感染症対策《1》 ～感染症の拡大防止対策の強化、徹底～

### 【感染症の拡大防止対策の現状】

#### (1) 感染症指定医療機関の現状

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第38条に基づく第1種及び第2種感染症指定医療機関については、当該医療機関の同意を前提に、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関の中から指定するとされている。
- 感染症指定医療機関の配置基準は、「平成11年3月19日健医発第457号厚生省保健医療局長通知」により第1種感染症指定医療機関については都道府県ごとに1か所・2床、第2種感染症指定医療機関については2次医療圏ごとに1か所、かつ、人口に応じた病床数がそれぞれ示されている。  
(以下「平成11年3月19日健医発第457号厚生省保健医療局長通知」より一部抜粋)

- |     |   |
|-----|---|
| 1   | 指定基準の第3中「第1種病室又は第2種病室の病床数が適当と認められる場合」とは、次の(1)及び(2)の基準（以下「配置基準」という。）のとおりであること。   |
| (1) | 第1種感染症指定医療機関<br>都道府県の区域ごとに1か所 2床  |
| (2) | 第2種感染症指定医療機関<br>2次医療圏ごとに1か所。その人口に応じ次の病床数とする。  |
|     | 30万人未満 4床   |
|     | 30万人以上100万人未満 6床  |
|     | 100万人以上200万人未満 8床   |
|     | 200万人以上300万人未満 10床  |
|     | 300万人以上 12床   |
| (3) | 大都市部等で配置基準によりがたい事由がある場合は、あらかじめ厚生省と調整をすること。  |
| 2   | 第1種感染症指定医療機関について、指定基準を満たす医療機関がないこと等やむを得ない事由により、法施行時に指定できない場合には、関係各方面と協議を行い、可及的速やかに指定予定の医療機関を確定し、当該医療機関の施設の改修等所要の措置を進めること。 |

○ 府域における配置病床数は、（表 1）のとおり、第 1 種、第 2 種感染症指定医療機関に加え、国が指定する特定感染症指定医療機関を設置しており、国の示す配置基準を満たしている。

（表 1）大阪府内の感染症指定医療機関の病床数（平成 23 年 4 月 1 日現在）

病院名	病床数			医療圏
	特定	第 1 種	第 2 種	
市立豊中病院			14 床	豊能 三島
市立枚方市民病院			8 床	北河内
大阪市立総合医療センター		1 床	32 床	大阪市 中河内
市立堺病院		1 床	12 床	堺市 南河内
りんくう総合医療センター	2 床	2 床	6 床	泉州
計	2 床	4 床	72 床	

(2) 感染症指定医療機関の施設基準と感染症病床の現状

○ 感染症指定医療機関の施設基準については、平成 16 年 3 月 3 日付け厚生労働省結核感染症課長通知の別添「感染症指定医療機関の施設基準の手引き」に示されており、主な基準は（表 2）のとおりである。

（表 2）感染症指定医療機関の施設基準

	第 1 種感染症指定医療機関	第 2 種感染症指定医療機関
対象とする感染症	接触感染・飛沫感染に加え空気感染をも考慮	接触感染・飛沫感染に対応
病室	個室 前室あり 病室内にシャワー・トイレ設置 床面積 15 m <sup>2</sup> 以上	「原則として」個室 前室なし 病室内にシャワー・トイレ設置 面積規定なし (15 m <sup>2</sup> 以上が望ましい)
陰圧化	陰圧制御が可能	規定なし

○ 第 2 種感染症指定医療機関が主に担当する二類感染症（※）は、平成 18 年及び平成 20 年の感染症法改正による類型見直しにより、細菌性赤痢、チフス等の腸管系感染症（主に接触感染）が三類感染症に変更され、一方、飛沫感染、空気感染への対応も必要な鳥インフルエンザ（H5N1）や SARS が二類感染症に位置づけられた。

（※）二類感染症…鳥インフルエンザ、SARS、ジフテリア等、感染力の強さや罹患時の重篤性等を総合的にみた場合、危険性が高い感染症。  
ペストやエボラ出血熱等（一類感染症）に次ぐもの。

- 大阪府内の第2種感染症指定医療機関は、すべて平成16年の施設基準並びに平成18年の感染症の類型見直しの以前に設置されたものであり、接触感染のみならず、飛沫感染さらには空気感染に対応できる施設設備が十分ではなく、陰圧化は全72床のうち49床、個室は全72床のうち14床（残りは相部屋）という状況である。

(3) 新型インフルエンザ入院協力医療機関の施設・設備の現状

- 感染症指定医療機関とは別に、新型インフルエンザの入院協力医療機関については、国の補助事業を活用しながら平成20年度から人工呼吸器、個人防護具（平成22年度から簡易陰圧装置を追加）の整備を図ってきた。
- 特に、新型インフルエンザが発生した平成21年度には国庫補助事業に加え、府単独事業として入院協力医療機関が行う陰圧病床、人工呼吸器、ポータブルエックス線装置の整備に係る費用を補助するとともに、協力医療機関の登録制度を導入することにより医療体制の確保、充実に努め、流行の初期段階において入院患者を受け入れることが可能な体制を整備した。
- 整備の概要とこれまでの補助医療機関数については（表3）のとおりである。

（表3）入院協力医療機関への整備事業の実績（平成23年4月1日現在）

年度	補助医療機関数 （国庫補助活用）	内訳		
		人工呼吸器	個人防護具	陰圧病床
H20	8	6	7	
H21	19	15	15	
H22	39	26	17	23

  

年度	補助医療機関数 （府単独事業）	内訳		
		人工呼吸器	陰圧病床	ポータブルエックス線装置
H21	73	56	135	3

（※補助実績は延べ数。陰圧病床は整備病床数、陰圧病床以外は補助医療機関数）

## 【感染症の拡大防止対策の課題】

- ◆平成 18 年の類型見直し後の感染症法で定められた感染症に対して、現行の各病院の施設では十分な対応がとれない。
- ◆指定医療機関の設備が老朽化しており、空気感染予防策が必要な感染症への対応ができない。
- ◆現在の新型インフルエンザ入院協力医療機関への整備内容では強毒性の新型インフルエンザに対応できない。

- 現在の感染症指定医療機関の施設（病床）においては、陰圧化がなされていない相部屋であるなど、大規模な改修を行わなければ空気感染への対応が必要な感染症患者の受け入れが困難である。
- 今後発生が懸念される鳥インフルエンザ（H5N1）は、二類感染症に指定されており、人が罹患した場合の危険性が高い感染症であるため、現在の新型インフルエンザ入院協力医療機関の人工呼吸器、個人防護具、簡易陰圧装置の整備だけでは不十分であり、新たな感染症に対する十分な知識と医療技術を持つ医師等の配置及び養成が急務である。
- また、感染症指定医療機関については病床整備と維持だけでなく、病床整備後感染症患者受け入れに対応できる人員の確保、院内感染防止対策の徹底など、解決すべき課題が多く、医療機関主体では整備が進まない。

## 【目標】

- 感染症対策に適した入院病床を大阪府みずからが新たに整備することにより、空気感染予防が必要な感染症への府域全域における医療体制の強化を図る。
- 感染症指定病床を有する医療機関への病床整備等の支援を行うことにより、当該医療機関における感染症にかかる医療機能強化を図る。

- 上記の課題を解決するため府立の病院に飛沫感染・空気感染に対応できるモデル病床を整備する。  
他の感染症指定医療機関については、順次感染症対策に適した施設整備を計画的かつ効率的に行っていく。

- 既存の感染症指定医療機関については建て替えの際に、感染症指定病床の整備に対する補助を行うことにより、感染症病床の個室化、陰圧化等適切な病床を整備促進することで、空気感染予防策が必要な感染症に対する医療体制を強化する。
- また、感染症指定医療機関をはじめ地域の医療機関等の医師、看護師等のスキルアップのための研修・講演会や感染症の発生を想定した患者搬送訓練を実施するなど、ソフト面も含め感染症対策について、感染症指定医療機関との連携体制の構築を図る。

**【具体的な施策】**

(1) 『府立の病院における感染症病床の新設事業』

鳥インフルエンザ（H5N1）をはじめとする呼吸器系の感染症に対応可能な入院病床の新設

- ・呼吸器疾患について高度・専門的な特定の医療機能を提供する機関である大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて設置された、府域全域の感染症対策の先導的役割を担う「感染症センター機能」の拡充・強化の1つとして入院病床を新規設置する。

<事業の内訳>

病床の陰圧化、メディカルコンソールの設置、個室トイレの整備等

- ・平成24年度事業着手
- ・総事業費 60,996千円  
(うち基金負担 45,500千円、国庫補助負担 15,496千円)
- ・内容：病床施設整備

(2) 『感染症指定医療機関における感染症病床機能充実事業』

感染症指定医療機関の建て替えにあたって、現行施設整備基準を満たし、より機能的に充実した施設設備の整備を図る。

○市立枚方市民病院

	現状	建て替え後
病 床 数	第1種 ー 第2種 8床	第1種 ー 第2種 8床
病室の状況	個室8床	個室8床
陰 圧 病 床	なし	8床

- ・平成 23 年度事業着手
- ・総事業費 18,804 千円  
(うち基金負担 9,402 千円、国庫補助負担 9,402 千円)
- ・内容：病床施設整備

○市立堺病院

	現状	建て替え後
病 床 数	第 1 種 1 床、 第 2 種 1 2 床	第 1 種 1 床、 第 2 種 6 床
病室の状況（第 2 種）	1 室 2 床（相部屋） 6 室	<b>個室 6 床</b>
陰 圧 病 床（第 2 種）	なし	<b>6 床</b>

※第 1 種病床は陰圧化された個室 1 床

- ・平成 24 年度事業着手
- ・総事業費 21,154 千円  
(うち基金負担 10,577 千円、国庫補助負担 10,577 千円)
- ・内容：病床施設整備

感染症指定病床の整備については、コスト面・採算面から医療機関主体による整備が進まないため、危機管理の観点からも政策的に実施すべきものであり、医療機関にその負担を求めない。

【計画終了後に実施する事業】

- ・なし